

令和7年12月23日
デジタル庁

1. 趣旨

・レベル4自動運転サービスの社会実装・事業化を早期に実現することを目的とし、「令和7年度自動運転社会実装先行的事業化地域事業（以下、事業）」の公募を実施する。本事業においては、広く地域で事業として継続可能なビジネスモデルの構築や、自動運転の事業化に向けた課題解決を目指す等、令和9年度を目途に先行的に事業化を実現する取組（以下、取組）を行う地域（以下、地域）に対し、関係府省庁による総合的な支援（施策の集中投入や課題解決への伴走支援等）を行う。

2. 公募する取組

（1）対象の取組

以下の①、②の全てに該当する取組を対象とする。

- ① 令和9年度を目途に自動運転サービスの先行的事業化を実現し、継続的に提供できる取組であること
- ② 自動運転サービスの事業化の実現後、別地域への横展開にふさわしい取組であること

（2）取組の区分

本事業では、自動運転技術の発展段階及び運行形態の特性等に応じて、公募する取組を以下の①～③に区分する。

- ① 最新技術活用型（任意地点移動型）
特定エリア内において、任意の地点間を結ぶ経路での自動運転サービスを実現するもの
- ② 運行エリア拡大型
既にレベル4自動運転サービスとして運行している車両を、地方公共団体内の他の地域・路線に拡大し、コスト面等の課題解決を実現するもの
- ③ 技術的課題解決型
レベル4自動運転サービスの実現にあたっての技術的課題を解決し、既存のバス路線等を自動運転で代替し、レベル4自動運転サービスを実現するもの

（3）取組の実施者

・地方公共団体または地方公共団体を代表団体とするコンソーシアム（以下、取組者）

※本事業における「コンソーシアム」とは、複数の取組主体（地方公共団体、民間企業等）が連携・協働する実施体制であり、コンソーシアムの代表者（以下、代表団体）および代表団体と本取組に係る協業の協定を結ぶもの（以下、参加団体）の全体を指し、取組等に必要な知見やノウハウ等を有する者を含む必要がある。

※複数の地方公共団体が連携して行う取組（以下、連携取組）も対象とするが、この場合は、連携する地方公共団体のうち代表となる地方公共団体を定めること。

3. 本事業で選定する地域（以下、選定地域）に対する支援

(1) 選定地域の取組への支援

① 関係府省庁施策の集中

関係府省庁が所管する自動運転関連の施策を、選定地域へ集中させる。該当する施策は、提案書別紙（施策間連携）に記載しているため、活用の意向がある施策については、提案書別紙（施策間連携）に明記すること。

※本事業の選定地域は、別途応募を行った各施策の審査や採択等において、優先実施や審査加点等の対象となる場合があるが、各施策の主旨に則していない場合は、その限りではない。また、各施策の補助金額等の諸条件については、各施策の所管府省庁によって決定される。

※活用の意向を示す施策は、本事業の計画を実現するために必要な施策とすること。なお、選定地域において、必ず各施策へ応募することを求めるものではない。また、本事業への選定後に、活用意向があると明記しなかった各施策への応募を妨げるものでもない。

※本事業による財政措置は行わない。

② 伴走支援体制の構築

A) 課題解決・計画遂行に対する支援

- ・デジタル庁が窓口となり、取組の課題解決や計画遂行について個別支援を行う。
- ・取組の進捗確認・フォローアップを実施し、選定地域内の取組共有を行う。 等

B) 制度的支援

- ・必要に応じてデジタル庁が関係府省庁と検討・協議を行う。
- ・事業化に向けた取組の中で許認可等が必要となる場合、可能なものについては、申請の手続きの最適化を図る等、迅速に審査を行えるよう配慮する。
※対象となる許認可等は末尾の別紙を確認すること。
- ・取組の中で法令の内容に関して疑問がある場合は、関係府省庁と事実確認等を行うための場をデジタル庁が設ける。

(2) 支援期間

- ・関係府省庁の各種施策における支援：各種施策の定めによる。
- ・伴走支援体制の構築：令和8年4月～令和9年3月末までの1年間とする。(ただし、デジタル庁と選定地域の地方公共団体、双方の合意による期間延長は可能)

(3) 選定予定数

2. (2) 記載の3つの区分の合計で10件程度選定することを予定。なお、各区分に該当する取組をそれぞれ1件以上選定する。

4. 選定地域へ求める事項

(1) 本事業に関する対応事項

以下の対応を実施すること

- ・本事業の目的に沿った取組
- ・取組の進捗状況の定期的なデジタル庁への報告
- ・成果測定等に向けたデジタル庁からのヒアリングや視察依頼への対応

- ・選定地域間の情報共有、横展開への協力
- ・成果測定の実施
- ・実績報告書の提出
- ・その他、デジタル庁が必要に応じて求める事項

(2) 安全管理・リスク対応

以下の体制整備を実施すること

- ・安全管理体制の構築
- ・自動運転車両の安全な運行を確保するための体制構築
- ・緊急時対応マニュアルの整備および関係者間での共有
- ・自動運転車両が関係する事故が発生した場合、速やかにデジタル庁へ報告
- ・重大なインシデント（ヒヤリハット等）が発生した場合、速やかにデジタル庁へ報告
- ・その他、デジタル庁が必要に応じて求める事項

(3) 法令順守事項

- ・個人情報保護法その他関係法令を遵守
- ・取得したデータの管理・活用について適切な措置
- ・その他、デジタル庁が必要に応じて求める事項

なお、以下に該当する場合、先行的事業化地域の選定を取り消すことがある

- ・上記(2)(3)が適切に履行されない場合
- ・虚偽報告がなされる等、信義則に反する場合
- ・取組の適正な実施が困難となった場合

5. 応募方法

(1) 応募資格

応募者が、2. (3) に記載されている内容を満たしていること

(2) 公募期間

令和7年12月23日から令和8年1月23日

(3) 応募期間

令和8年1月9日10時から令和8年1月23日18時

※応募者が活用意向を示す施策がある場合は、令和8年1月16日18時までに事前提出が必要な書類があるため注意すること。事前提出の詳細は、応募書類の提案書本体（提案書作成にあたっての留意点）に記載しているため、確認すること。

(4) 応募書類

応募に際し必要な書類は以下のとおりです。

	様式・書類名	提出区分	特記事項
1	提案書（本体）	必須	フォーマットあり
2	提案書（施策間連携）	必須	フォーマットあり
2	提案書（事業内容）	必須	フォーマットあり
3	提案書（収支計画）	必須	フォーマットあり
4	提案書別紙_地方公共団体名	任意	フリーフォーマット

(5) 提出方法

- ・電子メールにて、「8. 問い合わせ先」のメールアドレス宛に提出すること。
- ・応募書類は、1つのzipファイルにまとめて提出すること。
- ・メールの件名は、「応募申請_地方公共団体名_令和7年度自動運転社会実装先行的事業化地域事業応募書類」とすること。
- ・zipファイル名は、「応募書類_応募パターン_地方公共団体名_連番_令和7年度自動運転社会実装先行的事業化地域事業応募書類」とすること。
例：応募書類_1_〇〇県〇〇市_1_令和7年度自動運転社会実装先行的事業化地域事業応募書類.zip
- ・応募書類の提出は電子メールのみによって受け付ける。
- ・締め切りを過ぎての提出は認めない。

(6) 留意事項

- ・公募に関する情報について、デジタル庁ホームページで追加情報を掲載する必要があるため、適宜確認をすること。
- ・取組者は、原則1つの取組ごとに応募を行うこと。ただし、取組者が複数の取組を行っており、当該取組間において関連性が認められる場合はこの限りではなく、複数の取組をまとめて1つの取組として応募する事も可とする。（1取組者が複数取組を含めた形での応募を行う場合は、複数取組間の関連性を具体的に記載すること。）
- ・国土交通省道路局の施策は先行的事業化地域への選定過程を踏まえ地域を選定することを想定しているため、道路局の施策へ申し込みをする場合は、事前に担当地方整備局へ申込内容を事前に説明した上で、主旨に即しているものの提出を行うこと。なお、担当地方整備局の連絡先等が不明な場合は「8. 問い合わせ先」まで連絡すること。

(7) 公募説明会

- ・公募説明会の実施
- ・開催日時：令和7年12月25日（木）16時
- ・開催場所：オンライン
- ・説明会への参加・動画視聴の申し込み
- ・公募説明会参加を申し込む場合
申し込みの期限：令和7年12月25日（木）10時受信分まで
「8. 問い合わせ先」のメールアドレス宛に以下の形式でメールを送付してください。（デジタル庁HPに掲載しているExcelの申請フォームを使用して送付すること）

件名：

公募説明会参加申込（令和7年度自動運転社会実装先行的事業化地域事業）

本文：

参加者全員について、下記の情報を記載すること。

- ・所属団体
- ・所属部署
- ・役職
- ・氏名（フルネーム）
- ・連絡先（メールアドレス・電話番号）

・記録動画視聴を申し込む場合

申し込みの期限：令和8年1月16日（金）18時受信分まで

「8. 問い合わせ先」のメールアドレス宛に以下の形式でメールを送付してください。（デジタル庁HPに掲載しているExcelの申請フォームを使用して送付すること）

件名：

記録動画視聴申込（令和7年度自動運転社会実装先行的事業化地域事業）

本文：

視聴者全員について、下記の情報を記載すること。

- ・所属団体
- ・所属部署
- ・役職
- ・氏名（フルネーム）
- ・連絡先（メールアドレス・電話番号）

※1つの地方公共団体・事業者から複数名での参加・視聴を希望する場合は、代表者が参加者をとりまとめて申し込むこと。

※セキュリティの観点から、Gmailなどのフリーメールによる申込みは受け付けない。

（8）公募に関する質問

「8. 問い合わせ先」のメールアドレス宛に以下の形式でメールを送付してください。

なお、問い合わせの前に今一度、公募関係資料、各提出物、FAQリストを確認すること。

件名：

問い合わせ_地方公共団体/事業者名（令和7年度自動運転社会実装先行的事業化地域事業）

本文：

- ・地方公共団体名/事業者名
- ・所属部署
- ・役職
- ・担当者名

- ・連絡先（メールアドレス・電話番号）
 - ・問い合わせ内容を記載
- ※問い合わせ対応期間：令和8年1月16日（金）18時受信分まで

6. 審査の方法

(1) 審査方法

- ・選定地域は、デジタル社会推進会議令（令和3年政令第193号）第4条の規定に基づき開催される「モビリティワーキンググループ」によって決定する。
- ・審査は、応募書類に基づいて実施する。なお、応募書類のプレゼンについては実施しない。
- ・必要に応じて応募者に対して、提案内容について追加資料の提出依頼、ヒアリングの実施等を行う場合もある。

(2) 評価基準

- ・提案書記載の各項目※に沿って、総合的な評価を行う。
- ※必須項目があるため記載漏れに注意すること。

(3) 選定結果の通知

- ・令和8年3月中に電子メールにて通知
（デジタル庁ホームページでも公開予定）
- ・審査結果に対する問い合わせには一切応じない。

7. その他留意事項

- ・デジタル庁にて、先行的事業化地域に選定された本事業者が提案した事業の実現状況について、令和9年度中に評価を行い、結果をデジタル庁ホームページで公表する。
- ・希望する関係府省庁の施策等については、別途、各施策等の公募等への応募を行うこと。
（なお、補助金等の制度によっては、他の補助金等との併用が認められない場合がある。）

8. 問い合わせ先

デジタル庁 国民向けサービスグループ モビリティ班
Mobility@digital.go.jp

(別紙) 申請手続きの迅速化等の対象となる許認可等

No.	許認可等の名称	所管省庁	ホームページ
1	無線局の免許手続き	総務省	https://www.tele.soumu.go.jp/j/admin/proc/type/
2	信号制御機等に接続する無線装置開発のための実験に関する申請	警察庁	https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/selfdriving/signal_apply2018.html